

(参考)

1. 総務省によれば、7月29日現在の全国の市区町村選挙管理委員会における在外選挙人名簿の登録者数は102,551人。

また、参議院議員通常選挙と並行して衆議院議員補欠選挙（岩手県第1区、熊本県第3区）が実施された。なお、2月15日現在での両選挙区における在外選挙人名簿登録者数は、岩手県第1区107人、熊本県第3区470人で合計577人であるが、在外投票者数については未発表である。

2. 在外選挙における投票は、次の3つの方法で実施された。

(1) 在外公館投票

①在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を有している選挙人は、その居住地にかかわらず、投票記載場所が設置されているいずれの在外公館においても投票することができる。投票期間は、参議院通常選挙は公示日の翌日（7月13日）から、衆議院補欠選挙は告示日の翌日（7月18日）から開始され、各公館から記載済み投票用紙を外務省経由で全国の市区町村選挙管理委員会に送付するのに要する日数に応じ、7月23日を投票締切日として実施された（投票時間は、現地時間で午前9時半から午後5時まで。）。

②在外公館投票は、投票記載場所が設置された計200か所の在外公館（出張駐在官事務所を含む）において実施された。なお、在外公館投票を実施することが安全上適当でない公館（出張駐在官事務所を含む）や国際機関代表部を含め27公館では在外公館投票を実施せず。

(2) 郵便投票

在外選挙人が、郵便投票による投票を選択する場合や、安全上の理由等から在外公館投票を実施しない在外公館の管轄区域に居住する場合には、選挙人はあらかじめ投票用紙等を在外選挙人名簿の登録先市区町村選挙管理委員会に請求し、交付を受けた後に記載した投票用紙を市区町村選挙管理委員会に直接郵送する。

(3) 日本国内における投票

在外選挙人名簿に登録されたすべての選挙人は、選挙の実施時期に一時帰国した場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における一般の選挙人と同様に、国内の投票方法を利用して投票することができる。

3. 在外選挙はこれまでに、平成12年の衆議院議員総選挙、平成13年の参議院議員通常選挙、平成15年の衆議院議員総選挙、平成16年の参議院議員通常選挙及び平成17年の衆議院議員総選挙において実施された。

4. 今次の選挙における在外公館投票者数上位20公館は次のとおり。

公館名	比例代表選挙	選挙区選挙
1. 在サンパウロ総領事館	1, 956	1, 635
2. 在ロサンゼルス総領事館	813	799
3. 在タイ大使館	788	788
4. 在ニューヨーク総領事館	778	776
5. 在シンガポール大使館	740	740
6. 在上海総領事館	738	733
7. 在ロンドン総領事館	650	637
8. 在サンフランシスコ総領事館	518	516
9. 在香港総領事館	510	510
10. 在フランス大使館	503	484
11. 在マニラ総領事館	474	471
12. 在メルボルン総領事館	432	425
13. 在デュッセルドルフ総領事館	408	408
14. 在アルゼンチン大使館	352	348
15. 在アメリカ合衆国大使館	299	298
16. 在ジャカルタ総領事館	289	289
17. 在フランクフルト総領事館	277	277
18. 在シドニー総領事館	232	232
19. 在マレーシア大使館	228	228
20. 在ホノルル総領事館	228	221
合計	11, 213	10, 815

5. 今次の選挙における地域別及び選挙の種類毎の在外公館投票者数は次のとおり。

アジア地域

参議院比例代表選出議員選挙	5, 551人
参議院選挙区選出議員選挙	5, 541人
衆議院小選挙区選出議員補欠選挙	9人

大洋州地域

参議院比例代表選出議員選挙	1, 277人
参議院選挙区選出議員選挙	1, 264人

衆議院小選挙区選出議員補欠選挙	4人
北米地域	
参議院比例代表選出議員選挙	4,181人
参議院選挙区選出議員選挙	4,145人
衆議院小選挙区選出議員補欠選挙	9人
中南米地域	
参議院比例代表選出議員選挙	3,975人
参議院選挙区選出議員選挙	3,601人
衆議院小選挙区選出議員補欠選挙	45人
欧州地域	
参議院比例代表選出議員選挙	4,282人
参議院選挙区選出議員選挙	4,228人
衆議院小選挙区選出議員補欠選挙	13人
中近東地域	
参議院比例代表選出議員選挙	447人
参議院選挙区選出議員選挙	445人
衆議院小選挙区選出議員補欠選挙	0人
アフリカ地域	
参議院比例代表選出議員選挙	608人
参議院選挙区選出議員選挙	605人
衆議院小選挙区選出議員補欠選挙	2人